

リヒテンシュタイン  
意匠法

1964年1月9日改正

1964年2月29日施行

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第2章 登録

第15条

第16条

第17条

第17a条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第23a条

第3章 法律上の保護

第24条

第25条

第26条

第27条

第 28 条  
第 29 条  
第 30 条  
第 31 条  
第 32 条  
第 33 条

#### 第 4 章 最終規定

第 34 条 - 第 35 条 [ 廃止 ]  
第 36 条  
第 37 条

## 第1章 総則

### 第1条

リヒテンシュタイン公国は、工業意匠及びひな形の創作者及びその法定承継人に対し、本法に定める諸権利を与える。

### 第2条

本法の意味する工業意匠又はひな形とは、物品の工業的製造のための標準として使用されることを意図する外形であり、色彩との組合せも含む。

### 第3条

意匠及びひな形の保護は、その意匠及びひな形に基づき製造される物品の製造方法、意図される用途又は技術的效果には及ばない。

### 第4条

創作者(author/originator)の権利はその相続人に移転し、第三者に対し全部又は一部を譲渡することができる。

創作者は、ライセンスを許諾することにより、他人に自己の意匠又はひな形の使用を許諾することができる。

創作者の権利の譲渡及び善意の第三者に対するライセンスの許諾は、発効させるためには、意匠・ひな形登録簿に登録しなければならない。

### 第5条

意匠又はひな形は、本法の規定に基づいて登録された場合にのみ、保護される。

何人も、保護期間の終了前に創作者又はその法定承継人の許可を得ずに、頒布又は商業利用の目的で、有効かつ正当な方法で登録された意匠又はひな形を使用することを許されない。

### 第6条

登録の事実は、その内容に関する新規性の仮定及び宣言された意匠権の正確性を正当化する。

### 第7条

意匠及びひな形は、個々に又はまとめて登録することができる。

まとめて登録される意匠又はひな形の数は、寸法及び重量によってのみ制限され、政府は政令により、この点並びに登録される個々の意匠又はひな形の寸法及び重量に関する詳細を定めるものとする。

### 第8条

意匠及びひな形に与えられる保護の最長期間は15年である。この期間は5年ごとに計算され、最初の期間は登録日に開始し、その後の期間が中断なく続く。

## 第9条

意匠及びひな形は，最初の保護期間である5年の間，開封又は封印された封筒に入れて登録することができる。

政府は政令により，一定の業種又は一定の種類の商品の意匠及びひな形は，第2及び第3保護期間が継続する間も封印封筒に入れたままにしておくこと，また，一定の業種及び一定の種類の商品の意匠及びひな形は，封印封筒に入れて登録することが禁じられ，実例により公告しなければならないことを決定することができる。

## 第10条

手数料は，個々に登録された意匠又はひな形ごとに又は各まとまりごとに各保護期間について支払うべきものであり，それらの手数は政府が政令により定める。その水準は，期間ごとに急増する。

最初の保護期間の手数は，登録時に支払わなければならない(第15条2.)，第2及び第3の期間の手数は，それぞれの場合の初日までに支払うものとする。

## 第11条

工業意匠及びひな形の登録は，保護を継続するための手数料が支払期日から3月以内に支払われない場合には，消滅する。

保護の有効性を延長するための手数料が所定の期間内に支払われなかったことを理由に消滅した工業意匠及びひな形の効力は，支払うべき手数料と共に，かかる場合の所定の更新手数料が消滅日から3月以内に支払われた場合には，回復することができる。

## 第12条

次の場合，意匠又はひな形の登録は無効である。

1. 登録の時点で新規でない場合。意匠又はひな形は，公衆に又は利害関係のある商業界に知られていない場合は，本法に基づき新規とみなされる。
2. 登録当事者が，意匠又はひな形の創作者でもその法定承継人でもない場合
3. 対象を封印された封筒で寄託した場合に，登録当事者が内容を偽ることを企図していた場合
4. 登録された対象が，その性質に照らして本法の意味するところの意匠又はひな形でない場合
5. 登録の内容が，法律上の規定又は国家条約に抵触することになった又は犯罪性のあるものである場合

## 第13条

事件における自己の利害を証明する者は，無効の訴えをなす権利を有する。

## 第14条

リヒテンシュタインに一定の居住地を有していない者は，リヒテンシュタインに居住する代理人を経由してのみ，意匠又はひな形を登録することができ，かかる登録に起因する権利を主張することができる。

代理人は、本法に基づきなされる訴訟手続、並びに意匠及びひな形の保護に関する法律上の紛争において、代理することを許可される。訴訟の場合の専門家としての代理に関する法律上の規定を適用する権利は、留保される。

## 第2章 登録

### 第15条

意匠及びひな形を登録庁に登録するために、願書は様式に従ってドイツ語で作成しなければならない。

次のものを願書に添付しなければならない。

1. 登録予定の意匠又はひな形の見本1部。参照番号を付し、意図される工業製品の形で又は納得する別の表示の形での何れかとする。
2. 第1保護期間の手数料

政府は、実例の形で公告される意匠及びひな形に関する追加要件を発することができる。

### 第16条

登録庁は、本目的のために指定される知的所有権庁である。

政府は、要求されれば、意匠及びひな形のためにその他の登録庁も指定することができる。

### 第17条

本法又は規則に定められた正式手続に従わず、担当機関の要件に従って訂正されない登録出願は、登録庁が拒絶しなければならない。

登録庁は、開封封筒で提出された対象、又は本法の意味する意匠又はひな形でない図形表示で、法律上の規定又は国家条約に抵触することになった又は犯罪性のあるものを拒絶しなければならない。

これらの規定は、封印登録が開封登録に転換された場合にも準用される。

### 第17a条

意匠及びひな形の事項、特に登録の拒絶に関する事項において知的所有権庁が発した処分/命令に対する提訴は、当該命令が送達された日から14日以内に、政府に申し立てることができる。

### 第18条

正当な方法で登録された意匠及びひな形は、その新規性又は登録当事者の権利の事前審査なしに、登録庁により意匠・ひな形登録簿に記入され、登録庁は登録当事者のために登録証を発行する。

### 第19条

意匠・ひな形登録簿には、次の詳細を記載しなければならない。登録の主題、登録の種類(公開か封印か)、登録当事者及びその代理人の名称及び住所、登録日、登録手数料の支払及びその金額、並びに許可された者又はその権利の内容の変更。これらの変更は、公文書又は公証人が証明した文書がある場合にのみ登録される。

### 第20条

登録当事者は、意匠・ひな形登録簿への記入事項をもとに、登録された意匠及びひな形の説

明，登録の種類，登録当事者及びその代理人がいればその者の名称及び住所，登録日及び登録番号，並びに登録当事者の構成員又はその権利の内容の変更を公告する。

政府は政令により，一定の産業又は製品の種類の意匠及びひな形の公告のために用いる実例の種類(第9条)を特定する。

#### **第21条**

封印した封筒で寄託された登録は，請求を行う権利を有する者の請求があれば，随時公開登録に変更される。

封印した封筒は，許可された者の請求により又は裁判所の命令に従ってのみ，一時的に開封される。

#### **第22条**

何人も，意匠・ひな形登録簿の内容について口頭の又は書面による情報を得ることができ，職員の立会により，公開された意匠及びひな形を閲覧することができる。

政府は，本サービスに対する適切な手数料率を定める。

#### **第23条**

許可された者は，登録された意匠又はひな形を取り下げることにより，法律上の保護を放棄することができる。

かかる者が自己の意匠又はひな形を取り下げない場合，この意匠又はひな形は，保護期間の終了後さらに3年間は，登録庁により保護される。

この3年間の終了時に，登録庁は意匠又はひな形を，それに対する権原を有する者又はその代理人に返却するかこれを破棄するものとする。特別な場合には，その他の方法で処分することができる。

#### **第23a条**

工業意匠又はひな形の国際登録を行う者は，リヒテンシュタインで意匠又はひな形を登録した場合と同じ方法で本法の保護を取得する。1925年11月6日付の工業意匠の国際寄託(登録)に関するヘーグ条約の規定により，本法よりも大きな特典が国際登録の所有者に与えられる場合は，当該規定があらゆる場合において本法に優先する。

### 第3章 法律上の保護

#### 第24条

下記の規則に基づいて、次に該当する者は、民法及び刑法に基づき起訴することができる。

1. 登録された意匠又はひな形を、不法に又は原本と複製の相違が慎重に比較しなければ発見できないような方法で複製する者。ただし、色彩の単なる変更は、相違とはみなされない。
2. 不法に複製又は模造した物を販売する、販売を申し出る又は輸入する者
3. かかる行為を援助及び教唆し、奨励又は助長する者
4. 自己の所有する複製又は模造した物の出所を関係機関に通知することを拒否する者

#### 第25条

第24条に言及する行為の何れかを犯した者は、被害者に補償を支払う責任を負い、これに加えて、15フランから2,500フランまでの罰金刑、又は1日から6月までの禁固刑、又は所定の限度内の罰金及び禁固刑に処せられる。

これらの罰金及び禁固刑は、累犯の場合は倍加することがある。

#### 第26条

第24条に定める犯罪が過失による場合は、処罰されないものとする。他方、犯罪者は、なした害について被害者に補償することを約束する。

#### 第27条

刑事訴追は、被害者の申請により、刑事訴訟手続に従って行われる。

地方裁判所(Regional Court)は、リヒテンシュタインに住所を有する被告に関する事件、又は犯罪が当地でなされた、又はリヒテンシュタインの意匠又はひな形が侵害された場合の事件について管轄権を有する。

最後の侵害から2年が経過した場合、刑罰手続は適用不能である。

#### 第28条

法律裁判所は、関与する民事又は刑事訴訟の種類に応じて、必要とみなされる仮処分を発さなければならない。

例えば、複製されたと主張される物、複製のために専ら用いられた道具及び機器の完全な説明を提出させ、また必要に応じてこれらの物を押収するよう命じることができる。

押収の理由が存在する場合、裁判所は原告に担保を提供させることができ、原告は押収の前にこれを供託しなければならない。

#### 第29条

法律裁判所は、差し押さえられる物の差押及び活用を命じることができる。

責任解除の場合であっても、裁判所は専ら模造を意図した道具及び機器を破棄するよう命じることができる。他の差押物からの正味収益は、罰金、費用及び被害者に支払うべき補償の支払に当てるものとする。余剰金があれば、従前の所有者に返還する。

### **第 30 条**

法律裁判所は、有罪と宣告された者の費用により、リヒテンシュタイン・プレス又はその他の新聞 1 紙に、当該判決を公告するよう取り決めることができる。

### **第 31 条**

ある意匠又はひな形が本法に基づいて登録されているという誤解につながることを意図した説明を伴った営業書類、広告又は製品を無許可で制作する者は、公式又は非公式の開示により、20 フランから 500 フランまでの罰金又は適当な期間の禁固刑に処せられる。

これらの罰金及び禁固刑は、累犯の場合は倍加することがある。

### **第 32 条**

罰金として回収された金員は、国の救貧財源に割り当てる。罰金刑を適用しない場合、裁判所は回収不能を理由に禁固刑を言い渡さなければならない。

### **第 33 条**

州裁判所(Provincial Court)は第 1 審として、意匠及びひな形の保護に関する民事紛争の事項を決定する。

紛争事項の価額に拘らず上訴は許可され、最高上訴裁判所に直接付託されなければならない。

## 第4章 最終規定

### 第34条 - 第35条 [ 廃止 ]

#### 第36条

政府は、本法を施行するために必要な政令を発行するよう指示される。

#### 第37条

本法は、工業意匠及びひな形に関する既存の規則に取って代わる。

本法が施行された時点で登録から2年が経過していない意匠及びひな形は、さらなる正式手続を経ずに、登録から既に経過した期間を含む最初の5年間について法律上の保護を享受する。

本法は、緊急でないと宣言され、その公示日に施行される。

公国政府は、その施行に責任を負う。